

## 資格登録停止措置の概要

- 資格登録停止措置業者名  
北造園株式会社(石川県金沢市二日市町又155番地)[1000003649]
- 資格登録停止措置の期間  
令和6年4月1日 ~ 令和6年6月30日(3ヶ月)
- 資格登録停止措置の地域  
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
- 事実概要  
当該資格登録者は、令和4年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を増した虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年12月28日付で石川県知事から監督処分(営業停止30日間)を受けた。
- 資格停止措置理由  
資格登録者である上記事業者が、建設業法の規定に違反して、石川県知事より監督処分を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第10号(建設業法違反)の措置要件に該当する。

### <資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先  
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)